提要上

總 褔 國中民戶數 岡 社 町 在 數 數 論 領 博 國中農工商人數 國中田畠高 數 段 社 酒家麴家數 別 石 高 領

筑前 國續風 記 卷之一

貝 原 篤 信 選定

貝 原 好 古 編錄

田 定 直 校正

提 要

〇總 緰

b 是を筑紫といへり。故に日本紀等の古書に、 此國を筑紫と名付し事、古は筑前筑後一國に いへるは、多くは筑前筑後をさせり。 て筑紫と稱し、或九州の内筑前筑後の外をも、 いひし事も間これあり。筑前はいにしへ官府のあ 國にて、 其國の名をとりて、 たとへば大和に帝都ありし故、日本をすべてや 稱せしが如 九州二島をすべてまつりごちし所なれ し。唐土にも、 九國をもすべて筑紫といへ 亦い 叉九國をすべ 筑紫と か 筑紫

祝祭之、自、爾以降行 路 之人不、被;;神害、是以曰;;筑于、時筑紫君肥君等占、之、今筑紫君等之祖甕依姬爲、 韉被:|摩盡、土人日:|鞍韉壺之坂二三云、昔此界上有:|庶 兹山 木欲、蠹 因曰:'筑紫國'(後分爲;;前後)。义詞 林采 紫神、四云、爲、葬;,其死者、伐;此山木,造;作棺輿、因、 猛神、往來之人半生半死其數極多、目曰"人命盡 神、 為,,一國、告此兩國間山有,,峻狹坂、往來之人所、駕 鞍 5 形如:,木兎之體,故名,之也、木兎鳥之名、此、云:,都久、 るに、釋日本紀日、筑紫先儒之說有二四義、一云、此地 りて、治めがたければなり。筑紫と名付し意を考ふ 二公望案、筑後國風土記云、筑後國者本與"筑前國,合 といふといへり。前後二國にわけたるは、南北地隔 正統記日、次に筑紫の洲をうみます、 面四、毎、面有、名、筑紫國謂,,白日別、豐國謂,,豐日別、 めし多し。舊事記第一卷日、筑紫島謂"身一、而有" 一を白日別と云、是は筑紫なり、後に筑前筑後 一身に四面あ

只信すべきを信じ、 うたがふべし。されども古賢の言に、盡信、書則不と らし。何れも決定すべき說なし。凡古人の說はみだ をとれり。いにしへ筑紫と名付し事、一定の説なく いはんや其餘のしるす所、必悉信すべきにもあらず。 上代經典の載する所すら、かくのごときの議論あり。 如、無、書、吾於,武成,取,二三策,而已矣,如、無、書、吾於,武成,取,二三策,而已矣, りにうたがふべからず。たいわが見識の至らざるを れる人、考へにそなへんため、ことに~く載せ侍るな 兎に似たるといふ説信じ難し。後の三説は皆盡の義 筑後のかたち、木鬼の形に似たりとも見え侍らず。 此國の形木兎に似たりといへり。今案ずるに、 似たり、 葉抄曰、九州をつくしと名付るは、此島の形木兎に して、民間にさまた、云傳へたる言を、風土記を作 仙覺萬葉抄の意も亦同じ。右四說の內、初の說は、 州の惣園を見るにも、其形木兎に似ず。然れば木 しは島と云詞也、よつてつくしまと云也。 うたがふべきをうたがふべし。 筑前

原石だ 西藩 垣を 云事、 崩 固 也。 哀帝も、 賊兵の襲來るをふせがんとて、 にも見え して、つくしと云なるべし。 筑前 が 合の説、杜撰臆皮の言も亦すくなからず。逐 す じ玉ふと 覺 に むか 72 攻來り が萬葉の註を見るに、 の國より、 多く築り、 し き事多し。 僧萬 0) **らみくづれん** て石壁多かりし 異國 海邊箱崎博多のあたりに、 しより博多は唐土船の着し所にて、 12 しに、 **b** いへ ひそ 里の梅菴集及異國 より來り侵せし賊の流矢にあたりて、 b_o 度々日本を侵したる事あり、 近代 かにおもふに、 其故につく 頗好書といふ 博多の濱に石垣を築 世まで君はましませっ 菅丞相の歌に、 12 Ш P 後字多の い 石とい 雑書の説に、 の人作 E 博 多の 筑前の北海の濱に石 べ いにしへ、 し へを傳 御 へる意 箱崎 別 fl.F Ģ 石がきあ 名を石城府 されども附さ し事は、 蒙古の 海東諸 や千代 ~ 上古の時、 な て誠に 異國よ 是 る 其後仲 要害堅 b Ç, を略 賊 澒 松

には 悉に證とすべからざる由をいはんために、こゝには 是を筑紫といふ。つく、ちく、音相辿ずれば、又ち 識者の是正をまつのみ。 石垣は、今も博多の西百道松原、 筑石と云ことばをとれるなるべし。是前人のいまだ?ミヒピ 所に少殘れり。然れば昔此國をつくしと名付し事は、 せしを、少貮より又此島の士に下知せし證文あり。其 遣して、 の臆見を日本釋名に載せ侍る。古人の説なればとて、 いはざる所、篤信の臆見なれど、 杜撰せるやうに聞えて、うたがはしければ、 云。大和の名も、 はぬ事なれども書付侍る。 しとも云。後に二國に分ちし時、ちくぜんちくご りありし石垣を修補したるなり。 手す。 むかしより有し石垣を修補すべきよしを催 鎌倉の北條家より筑前の太宰少貳に書を 舊說三ありといへども、 むかし筑前筑後二國にて、 生の松原、今津島所 しばらくしるして 此時始て築た 附會

、凡本朝に國郡を分ちし始を考ふるに、日本紀に、

多けれ 國の 場を見そなはし、 に定 横とす、 縣を分たれし始なり。 を以て百姓安居して、 る 長を立、 公八國、小錦下多 臣 皇十二年十二月甲寅朔、諸王 五位伊勢王、大錦下 など、成 成務天皇五年秋九 て邑里を定む、 史工匠者等を遣し、 はり分れたるなべし。 数も、 þ 國縣の名をも定めさせ玉ひしとかや。 ば、 山の陽を影面と云、 務大皇以後の事實をとりて、 カラ 縣邑に稻置を置、 は、 はるか後の世に成て、 此時定め給ひしは、只大略の事なるべし。 則 山 因て以て東西を日縫とし、 川をさかひて國縣を分ち、 **猶更郡縣の** 月、 或は書に筆 ក្រា 諸 天下に巡行て、 治、小錦下中臣連大島、 されども今いへる所の 天下無事也、 叉 國に合して以て、 名は、 **並に楯矛を賜り** 山の陰を背面と云・ L 孝德天皇二年國 圖に 後世に至りて、 漸分れて六十六州 と云へり。 其名とせる事 諸國の境界 移して奉ら 南北 阡 囡 郡 幷 陌に 以て 郡 天武 R の名 丰 羽 是 是 隨 囡 田

限分。 延喜式 にや。 なるべ 畿内七道の郡郷の名、好字を著させ玉ひしとあれば 此時定め給ひしを傳て書付けるにや。 り定れるなるべし。元明天皇の御時、 今に至るまで稱する所の郡の名は、此時に漸定れる 志摩早良那珂席田糟屋宗像遠賀鞍手嘉摩穗波夜須下 れに同じ。 るさしめて奉らしむ。是風土記を作らしめ給んれう 上座 鄉 知郷なし。 しをしるせり。然れども和名抄を見れば、那珂 伊勢王等を遣して、 あり。 村里の名は、 然れども是年限分に堪ず。 し。順和名抄に、 御笠」是也。和名抄に載る所の筑前の郷名凡言 又續日本紀に、元明天皇和銅六年五月甲子、 和名抄に載る所 延喜式第二十二卷曰、筑前國上管,治土 萬葉集第五卷に、 是又改めかはれるなるべし。 **猶其後より近代に至りて、** 諸國の界を定め給ふ。 國 並に十五とす。 々の郷名をしるせし 筑前 那珂郡伊知郷 同十三年冬十月辛 諸國の事を 筑前の郡 今も亦こ 後堀川院 あ 數、 日以 本上

故に、 庄 かは þ の名古今悉 州を分つに、 の下に是をしるし侍りぬ。凡州縣の設は、 鄉 B 鄉 應年中に、 事多し。 は を分 れども、 の名、今稱するも有、又稱せざるもあれど、各郡 のなければ、今更考へ知がたし。和名抄に載る所 州 縣で考 Ġ 古今の變改多くして、 ぬるよし、云傳へた くか 武藏前司入道、日本國の大田文を作て、 必山川を以て界を定む。 山河の形は千古かはらず。此故禹貢の は へ見る事安しと云へども、村里に至 n 90 本邦には大やう れども、其事をしるせ 其所さだかにしれざ 中 か 夏には州縣 時あ は らざる

改 15 を改て國守と稱す。 て國造を定 め給ふ事を考ふるに、 60 め 諸國に 國司 後改て守と云。戦。 皇極天皇の御時、 初て司を置て、 と號す。 めらる。 國造の名は 文武天皇の御時に至て、 國造といへ 人王十三代成務天皇四年 其國 の政務をとり行 るは、 神武の御時より侍 則 國 國造を 又國司 可 の名 は 始

皇の 書算に工なる者を主政主帳とす。續日本紀、 此 其外細事までを預り知る。目は一向執筆の役なり。 守掾目の三官のみあり。守は其國政一切の事をすべ て、 給ひし也。文武天皇の御時、始て一國に守介掾日と 任限とす。 時よりぞ始りける。 非,遷代之任,よし、しるせり。筑前國に上代より太宰 天皇和銅六年の紀に、郡司大少領は以;修身;爲 やますにも至りぬべければとて、かくはさだめさせ にての政務宜しければ、又他の國司に任世らる。 は一國に久しくありては、政事に私曲もいでき、 て掌る。 外 ひは身に勢つきて、 ども 御時より、 E 四人の官員を置給よ。 も毎國郡司博士醫師等の官人多し。又孝德天 介は守に次で其事を助く。掾は其公文を書、 諸國に國造を立らるゝ事は、 其任終りて、 郡司を立て、大領少領と 凡嶼司は四年或は六年を以、 叛逆の心をきざし、 削 但下國には介なくして の國司は都に上り、 成務天皇の御 國民をな 元明 其國 あ 是

筑前 置る。是其國の五十分一をとれり。今の郡司代官な 事務を司らしめらる。然るに光仁帝寳龜二年十二月、 官の外に守介掾目史生等の官あり。 護のみにぞ成にける。 公家は漸におとろへ、後には國司はなくなりて、守 家より任ぜらるゝを國司と云、武家より置しを守護 h どの如く、國司も守護も其國の政務をとり行ふば もらし侍る。源賴朝卿の時より、 府有て、 政務を聞侍りし也。されども武家は次第に盛になり、 と云。賴朝卿より以後は一國に國司守護兩人ありて、 二島の政事を沙汰し、異國襲來の藩鎮とし給ふ。 あり。 にて、 國の官員をやめて、太宰府に隷す、と續日本紀 事しげくして、つぶさにしるしがたければ、 其國の土貢を自悉く收納するには非す。公 凡筑前の國司交代の事、まゝ國史に出侍 太宰帥以下數多の官人を下しおかれ、 始て諸國に守護 是は筑前 國 九州 府

順和名抄に、筑前國田一萬八千六百餘町とあり。

百廿八町九反。水田一萬八千三 其 簿 2 筑 聞 に納 石 夫の 解守以下に給るを公解と云。解天子に獻する田を正稅と云。 中納言秀秋此國を領せられし時は 三分にして、 **庶民太平** 九千六百九十三町 合四十萬束なるべ 十萬束には現米二萬石也。 前國十五郡、田數一萬九千七百六十九町。海東諸國記に、筑前州芥抄には、筑前田一萬九千七百 六十五 町と 書り。山王神道曰、 年の土貢米なり。 餘 D る質の あり 所得と定られしは、 口 國三十三萬五千六百九十石 0 を將軍家に獻す。 敷も増 天文十二年日本國中毎國の知行高を しと **Ø** 少女 化に 其二を土貢として公へ奉り、 **叉延喜式、** b かや。 除ての數なり。 と恰土郡公領を 事かく 俗 Ŋ し。 れば、 餘、 b にし 子 是を民俗に の 田島高三十萬八千 束に五升の米を得れば 囡 孫ます 如 豐臣秀吉公よ 及和名抄に、 山を開き野をあらき し ^ 各二 十萬 束と 賦税のかろを養解云、東稲 近代は、 としる は天文の 近き比に • 田畠 せり ば 筑前國正稅公 ŋ 四 0 初 田 < 町數二 百六十 至 繩 しる 'n あ 0 其 の 是筑前國 小 秋 h と云 る T 7 n ななり ば T 阜 よ は 稼 • は 萬 JIJ 年 農 四

し 郡公領唐津領までかぞへば、 て 田圃年々に多く廣まれ 9 田圃凡五萬町許 福岡秋月直方及怡 土

買しば 長崎 阪諸 鹽多 三里餘 野つ 隔 船 は海をうけ、戌亥の方は遠く異國に向 肥前對馬中國四國泉州紀州北國出羽奧州等諸國 も宜なるかな。且四方運漕の便よければ T に近 10 此 州の商客も、多く此地に來りて貨財をあきなふ。 民生日用の 國は平地廣濶にして、 あり。 豊前に相ならべり。 きて、肥前筑後豐後豐前に隣し、東も亦山 肥前にさかひ、 其土物をのせて、 薪材ともしからず。 くして、 諸國に往來して、 北 12 に海を帯び、 異國の物産を求め買に便よろし。 から備りてともし 南には平田遠く 多く爱にいたり 東西二十六里餘、 有無を交易す。 村里絡繹: 民部式に上國と定め 南に山を負た からず。 せり。 ひ、 つらな あつまる 此國の n 西は 叉京大 南北十 は 故に 北 þ 山 方 0) 故 商 魚 山

薩摩 繁華 州二 事 年に 守護職 國 筝のちまたと 州 B 次郎 を司 時 對攝せり。 は て太宰少貳に任ぜられ、 と云つべ 島 75 W) P 是に居て、 偏 鎌 の諸 島 B ٤ 地 地 tz 時ち 0 15 **b** 源賴朝卿惣追捕使 津 15 倉より探 9. いふ者、 し つ 中 められ 國 h れば亂擾誠に甚 E しが、 故に西の都 なりて、 T 其子孫世々 0 肥 につゐて、 ひ、 削 昔は當國に太宰府あ 九州二島 人 しかば は 國 題職を此國 泰衡退治の時軍功あり。 に龍造寺、 萬 をあらそひ境を 天文の比天下大に亂 此 諸民居を安 の資用を買 此國 少寅 ٤ 國 *0*) 猶 稱して、 政事をと 0) 筑前豐前肥前壹岐對馬 72 し。天正の時 城下 は襟 豊後に に置て、 と稱す。 りし後、 いにしへ 曾か 調 福岡博多を **あ**じ 富庶の り行 せず、 大 þ 孟 お 地なれ 伏見院 關 友 • かっ 13 九 ひ、 州二 東 ł: も お 帥 誠 n 其 思 賞 所 以下 に天 多 て 此 r の 永仁元 は、 島 士武 とら な 12 L < りし 9 官 は家 都 合戦 の 政 會 戦な 九

らる。 日なし。 撫られ 伐 就の三男小早川左衞門佐緑宝中 田 を出て 前府中にて十六萬石の地を給ひ、 公開給ひ、 たる 景天性智慮深 を守ら とび造復せらる。 秋 て、 月麻 終に壊亂の地となれ をおこ 者なく、 國政正からず、 秀秋天性昏暴の人にて 其養子秀秋にゆづりて、 かば、 亂をしづめ治に復し、 め、各郡村を争ひ、戦闘を事としてむな 生の五家大身にて、 山 か 隆景逝去の後國 林に身をかく **ゝりし所に、天正十五年秀吉公九州を征** 四 くして、 絶たるをつぐ志ありて、 境の内治りて百姓悅服し **猶亂世に近き時なれ** されども國を治る事、 萬民 よく民をなづけ、 b を没收し、 困みあへり。 其家人をわ 侵掠にあふて資財を失 國中にては少貳宗像原 此 養父隆景の舊 備後の三原に隱 隆景に賜 彼地に移られしか 國を以て、 3 慶長二 ける。 此よ かちて 神凪をた 國中 もろ りけ 72 **い八年**に 一年に越 し秀吉 る。 制 毛利元 叉; 叛 居 端 4 を

英雄 ば、 禍をさけて、 の賞 卵に 斐守長政公 ば まして、 の狀體文所々にあり。農人の家に、三成が下知 よりて、 時 田治部 のオ、 憂を 此 此國には主なく は秀吉公を助け として、 四海忽安静にして、 時 父子共に莫大の忠義を盡され にあた 能 **令子長政公にゆづ** いた 三年の間 少輔亂を發し、 秀秋再此國主となれ 一たび戎衣して、天下を平げさせ給 は、 功を成 世を 四十餘 け 此國を以、 りて、 おほ 50 もとより二心なく カ> ひ、 て、 て、 りに り强仕のさ 3 同 なりて、 黑田孝高入道 n 四 明哲の 長政に 非常 其 國 民今に至るまで、 ども東照君文武 天下瓜の 年正月東照君 **b** 身を の政事 0 りけ 石田治部 功を立 保 賜 カっ 智 年老て、 þ ち る。 ~ 如く分れ をとり行 b • ł: 衆 給 如 東照宮の に拔 水公、 同五年 ል カっ の 少輔三成代官 0 は、 東照宮 早 如 時機を見 0) 御 \$ ん 水 其 德 b ፌ 其勳功 、賜をう 瀫 萬民累 n ~ 公 御 び言に 其子 の秋 ひ 地 ば さ 方 は は 御 Z 若 申 þ カコ

事を、 政公は り此か 給 子孫黎氏に蒙り及ぶ事むべなるかな。 を立 百世に傳り、子孫ながく社稷を保ち、 去し給ふ。 各し玉ひ、病にかゝりて奔世し玉ふ。かく先祖よ 年 用ひて 致すの德もまた衆に拔んで給ひしかば、 し故、 にして、 に兵を起して、 長政公此國を治め給ふ事、慶長五年以來二十四 た仁恵の源深かりしかば、其流今に絶ずして、 自儉約を守り、 國民誰か是を願はざらんや わかき時より、 國豊に民安くして、 國中の臣民にのぞみ、賞罰正しく法制嚴に 元和九年閏八月四日、京都報恩寺にて逝 大友を虜にし、 民の非を禁じて、 日本朝鮮におゐて數度の武功 又むかしの世に立歸 筑紫をしつ 繁榮し玉はん 猶天道の報福 古き道を聞 能國を治 **ئ**ة ة 治を 長

世音寺,料壹萬束、文珠會料貳千束、府官公廨十五萬 十萬束、 延喜式三十六卷主税式日、筑前國正稅公廨各二 國分寺料三萬二千二百九十三束、 修识理视

朿 五萬七千三百七拾束。 舍 科六千束、池溝料三萬束、 衛卒料二萬二千四百束、 減,下皆同レ之。修;理府官隨,日數,有:增修;理府官 救急料八萬束、 俘囚料

、延喜式第十卷神名帳下所、載、筑前國諸神十 九座。

小十六 三座

宗像郡四座並

織幡神社一座名神宗像神社三座並名

住吉神沚三座神名

八幡大菩薩箱崎宮

座大

那珂郡四座並

志加海神祉三座唯名

志登神社

怡土郡

座小

糟屋郡三座並

筑紫神社名神

御笠郡二座並

竈門神 社名神 麻氐良布神社

美奈宜神社三座名神

於保奈牟智神社

延喜式主計式、 太宰府行程上廿七日 海路三十 H

上座郡 座小

下座郡三座並

夜須郡一座小

延喜式兵部省式、 筑前國甲四 領、横刀十口、弓二

十張、 征箭四十具、胡籙四十具

十二種、 十斤、阜莢四十斤、代赭 禹餘粮各一斗、鬼臼四升、 延喜式三十七卷典樂寮 木蘭皮百五十斤、土爪、石膏各十斤、 諸國 進年料雜藥太宰府 龍骨六

狸骨二貝、檳榔子、人參各二十斤、 石斛十斤。

一、延喜式三十三卷大膳式、諸國貢進 菓 子太宰府。

壹岐等島所2出之中、擇11好味者1年中頁。甘葛煎七斗、但木蓮子者筑前國部內諸山及

江、比苦、領田、石瀨、長丘、把伎、廣瀨、隈崎、伏見、綱別各五疋。(中馬疋、津日二十二疋、席打、夷宇、美野各十五疋、久爾十疋、佐尉、深傳馬 延喜式貳拾八卷兵部省、筑前驛馬獨見、夜久各十五

十五疋太宰府兵馬二十疋。

あり。 把伎は上座郡にあ はしれず。 **今案、津日は鐘崎の近邊に昔あり。深江は怡土郡に** 石瀬は遠賀郡にあり。長丘は御笠郡 50 綱 別は嘉摩郡にあ 90 あり。 其外

三代實錄十六、貞觀十一年十二月二十八日、 勅-

國攝、壤、非常難、期。 日鎮西者是朕之外朝也、千里分、符一方寄、重、況復隣

獸魚蟲等物、具錄;;色目、及土地沃堾山川原野名號所 七道、諸國郡鄉名著"好字"其郡內所、生銀銅彩色禽 由《又古老相傳舊聞異事、載:|于史籍||言上、*** 一、續日本紀六卷、元明天皇和銅六年五月甲子、畿內

篇信稱謂、其時朝廷將、作:風土記、故豫出:斯令、爾 者亦非,,全本、嗚呼可、惜哉。 而焚滅、今唯豐後出雲二風土記纔存耳、然共纔存 後醍醐帝延長六年風土記成奏上、凡六十餘卷記二六 十六州風土之事、蓋我國之地誌也、後世稚,,兵燹,

敏工,,書作,者為,,主政主帳。 取,國造性識清廉堪,時務,者,為,大領小領,强,韓聰 三十里以下四里以上為,,中郡、三里為,,小郡、其郡司並 一、日本紀 孝 德天皇紀日、凡郡以,四十里,爲,大郡、

段。租《稻二束 二杷、町、租稻二十二束、岩山谷阴。如此,称《6、 一、 双曰、凡田長三十步廣十二步為、段、十段為、町、一、 又曰、凡田長三十步廣十二步為、段、十段為、町、

險地遠人稀之處、隨之便量置。

家人を置し端城か。又は豐後の大友、 かまへて、籠りし國士數十人あり。されども其長 肥前の龍造寺、此三將の家臣なり。 かや。其餘の城主には無之。此外の城は、此五人の れば、共家々に、綸旨院宣御教書御内書等もありしと 右の五將は、むかしより久しき家にて、名ある士な りしは、原田、秋月、小貳、宗像、麻生、此五將に過ず。 筑前の内、近代足利將軍の末の世に、 周防の大内 各小城を

次第は、 一、古昔太宰帥大小貳等、府官に任せられし歴代の 御笠郡太宰府の處に詳にしるせり。 故に今

献ず、 **发に記すに及ばず。 ~**り。 一、尚書に、 り。又古語に、王者は民を以て天とすとも 王拜して是をうけ給ふとあり。 いにしへ我邦に民の字を訓して、おほんたか へるも、 民は是邦の本、 此故なるべし。周融に、 もと固ければ 孔子も又負版 民數を王に 邦 やす

して、 Ł を治 化元年九月廿日、 9 民をして塗炭に陷いれしむれば、おのづから民數減 録すといへり。是又民數を重じ玉ふ故なり。 みだれ年飢し、或は苛政の猛虎よりはげしきありて、 政治和平にして、民のかまどもにぎはひ、 まざらんや。 年毎に繁昌し、各衣を暖にし、 者に式 め、 寡き事必然の理也。 飢寒のうれ し。然れば誰が國恩をあふぎ、 **益多からん事を願はざらんや。然れども、** し給 民を愛するを職任とする人、豈民數滅ゼず ふ故なり。 ~ h へを忘る。既に庶ありて、 Q 使者を諸國に遣して、 日本紀を考ふるに、孝徳大 是皆古の王者、 今のごときは太小日久し 食に飽き、 聖人の民數をお 升平をたのし 民の元數を 且富りと 居を逸 孫枝子葉 夫國郡 世

〇筑前國十五郡田畠高

早良郡 那 珂郡 三萬八千六百九十八石二斗六升九合 三萬四千三百六十七石二斗四升九合

糟屋郡 怡土郡 志摩郡 五萬二千八百九十七石八斗九升四 四萬三千六百七十四石一斗九升六合九勺 三萬六千九十六石一斗九升八合

席田 那 八千七百十九石九斗一升

御笠郡 三萬二千五百三十五石二斗二合

夜須郡 三萬七千四百八十一石四斗八升八勺

下座郡 一萬八千九百三十三石六斗七升五合

上座郡 二萬千二百五石七斗二升四

嘉摩郡 四萬九百十四石九斗六升一合九勺

穗波郡 三萬二千六百三十五石九斗八升三合六勺

鞍手郡 五萬九千二十五石六斗三升二合八勺

遠賀郡 四萬九千二百八十三石四斗九升三合六勺

宗像郡 五萬五百十一石五斗五升三合

五十五萬六千九百八十一石四斗二升

右之外村居無之新田 村數千三百六十六內六百五十六 此内六千三百十二石八斗一升元合村居新田高加る **五萬石** 枝本 村村 此內二十新田村

都合六十萬六千九百八十一石四斗二升

內

高五十二萬九千四百十二石八斗一升九合 福岡等領

此內

四拾七萬三千百石

福岡領御朱印章

六千三百十二石八斗1升2合 同 領 居 新 田

五萬石

同領新田直方分地

桐政弟黑田伊勢守長

五萬石

秋

月

分 地子孫代々領之忠之弟黒田甲斐守長與

三千四百八十四石八斗二升六合 恰土郡 一萬四千八十三石七斗七升五合 同 和 公 領土井氏領之 領土郡 唐津領

〇本州村の位田の位に依て段別石高

ればしるさず。 畠の段別の高は、 郡村に依てかはり有い 一様ならざ

〇田位四段 ○村位五段 上田、 上々村、上村、中村、下村、 中田、 下田、 下々田。

上々村田 段高

上田二石二升。 三合下る

中田一石七斗一 升七合

下田一石四斗一升四合

下々田一石一斗一升一合

)上村田

一段高

上田一 石九斗一 一升九合

中田一石六斗一升六合

下田一石三斗一升三合

下々田一石一升

上田一石八斗一 升八合

中田一石五斗一升五合

下出一石二斗一升二合

下々田九斗九合

上田一石七斗一升七合

中付上田に一斗

中田一石四斗一升四合 三斗三合下る

下田一石一斗一升一 合 同上

下々田八斗八合

同上

々村

上田一石六斗一升六合 一合下る

中田一石三斗一升三台 三斗三合下る

下田一石一升

同上

下々田七斗七合

同上

〇國中民戶

城下諸士の家、秋月領、 直方領、 怡土郡の内公領

民戸の數は時に隨て增減あれば、其數一定しがたし。 唐津領の戸敷除之、是元祿三年かぞふる所なり。 凡

下に載る所の人口及牛馬の數等皆傚之。

民戶凡五萬千六百三十九軒 此內

福岡町家數 千五百廿五軒

博多町家數 三千百十八軒 三尺九寸 百叉九寸 三尺九寸 三尺九寸

怡土郡家數 千拾六軒

早支那家數 三千五百拾九軒志摩郡家數 三千六百七軒

早良郡家數 三千五百拾九軒

那珂郡家數 三千三百拾五軒

糟屋郡家數 五千八軒

席田郡家數 四百拾二軒

御笠郡家數 二千百五拾軒

夜須郡家數 三千五百拾五軒

下座郡家數 千二百四拾三軒

上座郡家數 二千六百九拾四軒

穗波郡家數 二千七百拾四軒

嘉摩郡家數

二千六百九拾五軒

鞍手郡家數 五千二百二拾八軒

遠賀郡家數 五千三百八拾二軒

宗像郡家數 四千四百九拾八軒

〇國中人嫂

唐津領の人數は除之、是元祿三年かぞふる所なり。 福岡諸士の家、秋月領、直方領、怡土郡の內公領、及

山伏二十八人	內 社人 []	男一萬千百三十八人(イー萬九百十人)	博多町人數一萬九千四百六十八人(イー萬九千五百十六人)	内 社人 八十人 一	男八千四百十六人	福岡町人數壹萬五千九人	右 之 內	陰陽師 (十四人)	山伏 三百十一人	內 社人 (4四百三十九人)	男十六萬四千八百八十人	人數二十九萬三千九十一人	
	僧二百十六人(不神子十人)	女八千三百三十人	八十八八 (六人)	僧二百三十人	(不再四十二人) 女六千五百九十三人(不六千五百八十五人)				神子 [1 1 1]	僧、壬。	女十二	ָּלָ. -	

怡土郡人數七千八十九人 公領唐津領除之(イ六千七百六十人) 早良郡人數二萬三千九百廿六人 志摩郡人数二萬四千 那珂郡人 男一萬三千四百人 男一萬三千六百九十八人(イー萬三千五百十七人) 男四千五十一人(イ三千八百三十一人) 男一萬八百十人(不一萬五百三十四人) 社人 祉人 祉人 山伏 イ陰陽師四人) 數一萬九千二百三十三人(イー萬八千九百四十九人) (イ二萬三千七 、十二萬三千七百七十八人) (イ六人) (イ十五人) 九百五十三人) 四十五人 僧三十八人(イ神子二人) 女三千三十八人 〈イ三十六人) 八女一萬三百四十七人(イー萬二百九十九人) 女八千四百廿三人(イスチニ百九十二人) 僧百四人 (ィ神子四人)(ィ九十一人) 僧百四人(イ神子七人) (一萬五百廿六人) 4百十人) 山伏十四人(イナ五人)

秋月領除之(イ秋月領共二萬二百十七人) **校須郡人數七千六百五十八人 糟屋郡人數三萬二** 御笠郡人數 席田郡人數二千四百四十一人(イニチ四百四十人) 男千四百八人 男一萬八千百八十五人女一萬三千九百六十人(十一萬七千六百七十六人)(十一萬三千九百人) 男九千十四人 (イ八千八百五十七人) 內 社人 內 社人 內 社人 山伏 六十二(イ四人) 山伏 祉人 山伏 十四 一萬五千七百五十人 イ三萬千つ (イ四十八人) (十三人) (イ四十九人) イ十三人) -百四十五人 僧百三十九人(ィ神子三人) 女六千七百三十六人 僧十一人 女千三十三人 僧六十四人(イ神子こ人) 僧 百 十 人 (イ質四十九人) (イ六十一人) (イ四十三人) (イ神子二人)

秋月領直方分除之(イ秋月領直方分共一萬八千六百十八人) 原郷郡人數一萬六十八人) 下座郡人數四千九百三十一人 上座郡人數一萬六千五百五人(イー萬六千四百二十二人) 上(イ秋月領共七千四百四人) 內社人 男五千九百四十五人 男九千四百五十四人 內 社人 男二千七百九十六人 男四千四百五十八人 內 社人 (イ九于三百五十人) (イ四千百八十人) (イー萬千五百廿九人) 山伏 三人 山伏 (7+<u>L</u>) (イ九人) (イ二十五人) (イ三十九人) 僧十二人(イ神子一人)女二千百三十五人(イ三千百二十五人) (イセナ四人) 女七千五十一人 女四千六百六十六人 **僧三十二人** 女三千二百人 (才八千百四十九人) (イミナ人) (イ八千五百六十四人)

鞍手郡人數一萬七千三百二十三人 直方頜除之(イ直方頜共三萬千七百四人) 穗波郡人數 一萬五千九百八十七人 上(イ同上ナシ三萬四千七百七十人) 內 社人 內 內 男九千五百四十二人 男九千人 (4一萬七千百八十二人): (イ一萬八千八百六十七人) (イ九千七百五十六人) 祉人 祉人 一萬七千百四人 祉人 山伏一 山伏 十人 八數三萬千百七人 (4一萬七千四百五十二人) (イ十五人) (イニ十五人) (イ三十五人) (ィ五十一人) 僧七十一人(イ神子五人)女七千七百八十一人)人(イー萬四千三百二十人) 僧百四十七人(不神子至人) 僧四十七人 女六千九百八十七人 僧三十人 (イ神子一人)(イ五十八人) 女一萬四千三人 (イ一萬五千六百六十六人) (十七千六百十八人) (7五十二人) ~百六十四人)

(イサ六人)

(イ二萬九千八百六十二人)

宗像郡人數二萬九千八

萬六千二百六十九 (4一萬三千三百九十二人)

男 一萬三千四百二人

社人

內

們百七 (イ神子十一人)

山伏 二十八人

福岡工商所住町數

凡二拾三町、 民家の數は元祿三年所計也。

箦 子 HJ 名とす。家敷八十八軒あり。 此町の北海中に、簑子石と云大石あり。 故に町の

町 り。此町の中浄念寺より東は那珂郡、り。此町の中浄念寺より東は那珂郡、し始、大工を置る故に町の名とす。家

に名づく。家數三十六軒。工町と本町の間にある南北横町なり。魚店あり。

町

魚

本 町

吳 服 の名とす。家數五十七軒。 此町を立られし始、 吳服をうる商人を置る故に町

町

西名島町

東名島町 を移さる。故に名とす。 家數六十九軒。 此兩町ともに名島の城下に在し町

町 りで数十六軒。 西名島町東名島町の間にある横町な

家數十七軒。

口 町 いふ。 宗數十六軒。 中島橋口へ出る町なる故、

冶 町 同五十三軒。 鍛匠多く居る故名とす。

東職人町 同五十六軒。

西職 人町 同七十二軒。

濱 町 同四十八軒。

船 町 同三十四軒。

材木 町 同五十四軒。

荒戶新町 同百四十軒。 横竪四町。

以上十七町は皆福岡の郭内にあり。

唐 人 H 家數百五十八軒。其始高麗人住せり。

新大工町 同九十六軒。 初は大工に非ざる者は居らず。 工に此處にて宅地をシギエヒり、新に町を立させ玉ふ。 同五十九軒。寛永十五年の頃忠之公命ありて、 大

西 町

以上の三町は城より西郭外にある町なり。

院 町 す。お薬院村とて農家あり。故に町の名と家敷五十軒。始薬院村とて農家あり。故に町の名と

屋 町 同六十五軒。梁工多く住す。故に紺屋町と云。

春 吉 HJ 同五十一軒。

以上の三町は城より東南郭外にある町の名なり。

〇博多町通路井町の名

東町流十 副一

御供所町 所なる故、御家數二十軒。 古昔箱崎八幡宮の 御供を調へ奉り

聖福寺前町同十九軒。

金屋小路町同三十六軒。

船 町

同二十七軒。

東 HJ 上 同三十三軒。

東 HJ 下 同十九軒。

濱口町上 同二十六軒。

廿家町東 同九軒。 濱口町中

同三十三軒。

濱口町下

同三十軒。

鏡 町 東 同十八軒。

吳服町流十一町

小山町上 家數十軒。

小山町下 家數三十六軒。

吳服 町 同二十一軒。始ごふく屋居たりし故町の名とす。

吳服町下 同二十軒。

一小路上

小路といふ。の町割ありし時、此町より始て縄ばりせし故、 一の町割ありし時、此町より始て縄ばりせし故、 一家數三十軒。天正十五年夏、秀吉公の命に依て博多

小路下 同三十一軒。

町 西 同十二軒。

奥小路東 同十三軒。

廿家町西

同十一軒。

小路中

同三十軒。

茅堂町東 同十四軒。

西町流十二 町

萬行寺前町家數四十三軒。

若 名とす。 名とす。 竹若といふ織物師居たりし故、 家數三十六軒。 竹若といふ織物師居たりし故、 町の

箈 屋 番 同三十六軒。 始箔屋居たりし故町の名とす。

西 町 上 同十一軒。 西 町 下 同二十九軒。

藏 番 同四十四軒。 奈良屋番

同三十軒。

金 屋 番 同四十四軒。 奥

小 路 同九軒。

茅 溪 堂 町 町 の名あり。同二十四軒。 萱堂とかく、に誤也。同十八軒。茅堂といふ佛堂有し故、町の名とす。俗 古溪和尙此町の大同庵に住せし故こ

同五十一軒。

屋℃ 町

土居町流十三町

櫛田社家町家敷十一軒。

土居町上 同五十一軒。

土居町下 同二十七軒。

行 町 下 同二十五軒。

西方寺前町同二十五軒。

片土居町 同三十九軒。

新川端町 同二十三种。

大乘寺前町家數十八軒。

同三十二軒。

濱京 行為 町 上 上 居 町 中 同二十二軒。

同三十二軒。

西方寺前町下同十七軒。 土居川口町同三十五軒。

○洲崎流十八町

掛 町 家數二十八軒。 洲崎麴屋群家數三十二軒。

橋 口 町 同十五軒。 川 媏 上 同二十軒。

新川端上 同三十三軒。 川 端

軒。 川端下 同六年

河 裹 町 同二十五軒。

對馬 小路上同三十二軒。 洲崎町中 同四十三軒。

對馬小路中同二十五軒。

同町横町 同七軒。

同町下 园三十三年。

妙樂寺町 うつる。故に町の名とす。同二十二軒。妙樂寺始は此處にあり。後に今の地に

妙樂寺、裏町同九軒。

古門戶橫町同十一軒。

妙樂寺新町同十八軒。

〇石堂流十二町

古門戶町

同三十八軒。

衪 町 町の名とす。むかし聖福寺の蓮池有し處なる故、家敷二十一軒。むかし聖福寺の蓮池有し處なる故、

立町上同二十六軒。 準地町 町の名とすら

金屋町上 同十三軒。 立 町 中 家數三十九軒。

金屋町中 同三十九軒。

立

町

下

同五十六軒。

同横町同二十一軒。

町 下 同二十七种。

同

官內町 同三十六軒。

石 堂 町 同二十二軒。 中 間 町 同二十五軒。

場 町 同三十三軒。

魚町流十 H

HJ 名とす。家籔二十四軒。 聖福寺の西の門ありし處ゆへ 町の

魚町上の上同二十二軒。中小路上 同二十二軒。

中小路下 同二十軒。

魚町中の上同二十八軒。

魚町上の下同十八軒。

店屋町上 同二十二軒。

店屋町下 同二十一軒。 魚町中の下同二十七軒。

古小路町 同二十九軒。

中 島 HJ 同六十三軒。

新町流十二町

辻堂作出町家數二十六軒。 辻堂町上 家數十四軒。

辻堂町中 同十軒。

同 町 下 同十九軒。

馬場新町 同四十三 軒。

鷹師町上 號あり。 同三十五軒。長政公入國の始 鷹師を置る。

故に此

同四十四軒。

同 町 下

瓦

町 同四十三軒。瓦匠住する故、 町の名とす。

立 HJ 濱 同三十六軒。 濱 口 濱 同二十九軒。

市 小 路 濱 同三十三軒。 西 叫 濱 同六十一 軒。

〇途子流十三町

奥堂町上 家數二十三軒。 同 HI 中 同二十四軒。

同 町 下 同二十二軒。 櫛田前町 同二十四軒。

今 熊 町 し小社有故に町の名とす。同二十四軒。今熊の權現とて、 熊野権現を観請せ

普賢堂町上同二十五軒。い にし へ普賢堂ありし故 町の名とす。

同町下同二十六軒。

桶屋町上 同十三軒。桶匠住する故に町の名とすり

同 町 下 同三十軒。 赤間町上 同三十五軒。

赤間町下 同三十五軒。

以上通路の數九流。町數凡百十三町。

町の側にあり。 是元祿三年にかぞふる所なり。 是遊女町なり。 家數十九軒、 右の外に柳町とて立 間數七

間壹尺六寸、 遊女六七十人。此所始は洲崎濱にあ

b 是博多に唐土船の來りし時の事なり。 慶長中頃

今の地に移せり。凡日本にて播州室を遊女の始とす مکره 然るに博多の古老云、 博多を始とすと。

し船の着せし所な n は さもあるべ 0

〇國中酒家麴家

酒 家六百十三軒 麹家三百五 凼

褔 岡 三九 軒軒

怡土郡 **魏滔** 家六二

早良郡 那珂郡 **麵家七軒** 四軒

上座郡 御笠郡 無酒 麴酒 麴酒 麴酒 麴酒 之家 家家 家家 家家 家家 麴 五五四二十十十三 家 十十十十一九四十 九四 二軒 軒軒 軒軒

嘉摩郡 鞍手郡

博

多

志摩郡

糟屋郡

夜須郡

軒

魏酒魏酒魏酒 家家家家家家 三十十二十二 七三十

下座 郡

翅酒 麹酒 家家 家家 軒三

遠賀郡 穗波郡 軒

七二四二 軒軒 軒軒

宗像

郡

O 國 中社 數 席田郡

延喜式神名帳所載 • 筑前十九神者、

旣

載

在總

0

礼 數八百六區 內

福 岡 社 一数六區。 博多社 数五品 Ú 那 珂 郡 八十五。 早

良 郡六十二。 怡土郡四 十四。 志摩郡 八十三。 御笠

郡 穗 那 波郡五十三。 ル 百二十五。 0 宗像郡七十五。 遠賀郡五十六。 表糟屋郡卅三。 夜須郡十七。 鞍手郡二十八。嘉摩郡 裹糟屋郡廿二。 上座郡四十七。 四十。 席 下座 H

國中寺數

郡十六。

寺 數八百十區 內

岡 寺 數五 + 九

博 多 寺 數七十七

那 珂 郡寺數四 + 九

早 良 郡 寺數七

怡

土

郡

寺數二十六

志 摩 郡 寺數七十二

席 田 郡 寺數

糟屋郡寺數七十九

举五。 山二。眞宗四十七、東五。禪宗曹洞六。法 天台宗三。眞言宗八。淨土宗鎮四十, 西

六、東二。法華宗六。時宗二。十四整福寺內、十四聖天寺內)遺宗時禪宗曹洞二、濟下卅六(內二妙樂寺內、天台宗二。眞宮宗七。淨土宗鎮四十四。 四

四十九、東二。九(內□崇福寺內)。淨土宗鎮四六。眞宗天台宗一。眞言宗三。穆宗曹洞三、濟下

七、時宗二。十五。漢土宗鎮西四。眞宗西三十五、東天台宗一。眞言宗二。禪宗曹洞四、濟下

二。法華宗二、公領の寺は不記之。眞言宗七。禪宗曹洞二。眞宗西十三 東

三。鎮西四、西山二。眞宗西二十五、土宗鎮西四、西山二。眞宗西二十五。 Ξ 東淨

淨土宗鎭西二。眞宗西五。

二十、東二。 九。淨土宗鎭西二十五、西山五。 天台宗八。眞言宗一。禪宗曹洞九、 **真湾**

宗像郡寺數六十五

遠賀郡寺數几十三

鞍手郡寺數 二十 疝

嘉摩郡寺數 二十五

穗波郡寺數二十八

夜須郡寺數三十四

御笠郡寺數二十四

上座郡寺數 4-八

下 座郡寺數

十五。十五宗鎮西十四、西山六。眞宗西下七。淨土宗鎮西十四、西山六。眞宗西天台宗一。眞言宗三。禪宗曹洞十九、齊

三十七。時宗一。七。淨土宗鎭四二十九、西山三。眞宗西天台宗二。眞言宗五。禪宗曹洞九、濟下

二、東二、法華宗二。 二、淨土宗鎭西十五、西山一。 眞宗四卅天台宗一。眞言宗一。 禪宗曹洞十、齊下

三。眞宗西二十。 三。眞宗西二十。 淨土宗鎮西

一。 真宗 写 道宗西十二。法華宗一。 道宗西十二。法華宗一。 第土宗鎮四十

真宗西十六、東二。 天台宗一。禪宗濟下四。淨土宗鎮西一。 鎮西四。眞宗西二十一、東三。法華宗二。 廷西四。眞宗西二十一、東三。法華宗二。 天台宗一。禪宗曹洞一、潛下三。 淨土宗

宗鎮西一。眞宗西十二。 天台宗一。眞言宗二。禪宗曹洞二。 淨土

七 法華宗一。 淨土宗鎮西一、眞宗西四。禪宗曹洞一。

右は元祿十四年寺院帳也。 右之外竈門山天台宗

結緣僧常道院積傳、元祿五年より結緣僧に極る。

春吉村之寺四區は那珂郡の内に入。怡土郡公領

の寺除之。

○以下 一本に

寺數八百十區 三百十九、同東三十。法華十九。時宗五。九十一。淨土鎭西百四十四。同四山十九。眞宗西天台二十三。眞言四十六。禪濟下百十四,同洞永據る〕

岡寺數六十

博多寺數八 +

那 귶

四

席 珂 田 郡 郡 七

夜 須郡 三十六

御 笠郡二十四

Ŀ 座 郡

嘉摩郡三十五 座 郡 七

穗波郡二十八

鞍 手 ,那六十 五

宗 像 郡六十 四

遠

賀

郡

九十三

早 糟 屋 良 郡 郡七十九 十

> 五所山天。一二台四、法寺眞の

四、眞宗西六、同東二。法華六。時宗二。寺井塔頭二此内に入)、同洞家二、浄土鎮西十天台二。眞言七。羅齊下四十(那珂郡松原崇福

西六。眞宗西廿六、同東二。天台一。眞言三。禪濟下五、同洞家二。 淨 £

淨土二。眞宗五。

宗西廿一、同東三。法華二。天台一。禪濟下三、同洞家二。 淨土鎮西四。 眞

天台一。禪濟下! 四。淨土鎮西 。真宗西十六、

西十二。與言二。禪洞家二。 淨土鎮西一 0 真宗

禪洞 **家一。淨土鎮西一。眞宗西四。法等**

禪洞家十。淨土鎭西三。眞言一 、真宗西廿 C

天台一。禪洞家三。 淨土鎮西十一。眞宗西十

二、一百四山一。資宗四卅一、同東二。法華西十五、同四山一。資宗四卅一、同東二。法華天台一。眞言一。禪濟下二、同洞家十。淨土鎮

四、同西山六。置宗西十五。八月四山六、四山三。真宗西卅七。時宗一。西廿九、四山三。真宗西卅七。時宗一。天台二。眞言五。禪齊下七、同洞家九。 淨土鎮

淨土鎮西十

鎮西四。眞宗四卅五、同東七、時宗二。天台一。眞言二。禪濟下十五、同洞家四。 西廿五、同西山五。真宗西二十、同東二。天台八。眞言一。禪濟下九、同凋家九。淨土鎮 浄土

怡土郡二十六 志摩郡七十二 同西山二。眞宗西廿五、同東三。 眞言六。禪濟下廿二、同洞家十。淨土鎮西四、 二。 眞齊七。禪洞家二。 眞宗西十三、 同東二。法華

右は元祿十六年寺院帳を以しるす。右の外箱崎 眞言寺二社家中結縁寺なり。 又竈門山一箇寺、

同山坊中結緣の寺なり。

〇國中社領 (公領の寺は除之)

高五百十八石三升六合五勺 箱 崎 椎 八 宫

同三十石 同三十石 同上 **御寄進** 天和二年光之公

同百三十三石四斗二升九合六勺六才 宗 像三 祉

字

美

宮

宮

明 神

同五十石 同三十石 住 志 賀 吉

明

同五十石 鳥 門 餇 八 山 神 幡

宮

社

同二十石 同百石 同百石 同二十一石一斗五升九合 紅葉松原八幡宮 島 固 辯 明 才

天

同三十石 **御寄進** 天和二年光之公 高 倉

同千九百七十一石四斗 弄开三合三勺三才 宰府天滿宮 肚

百 外に久留米柳川より寄納有之同六百三石六斗は造管料也此 石七升八合

外に鰰馬料社人七人分の給有之

同三十石 同年社領御寄進元祿三年光之公御改建

田畠數一町 橋 口 天

〇國中寺領

高三百二石六斗三升七合

同三百石

同三百一石九斗七升一合二勺

崇

同三百石 同五十石 網政公御寄附此内百石は寳永四年

同二百石

同百石

同百石 同百石

櫻

井

社

登

社

榊

忐

源 院

松

光 院

源

闗 寺

開 山 堂

同

長 寺

東

腷 寺

聖

承

天

大

椠

同二十石 同四十石 同十石 同十石 同五石 同十石 同五十石 同十石 同百石 同五石五斗五升三合 同八石七斗八升九合 同四石一斗八升八合 同十一石三斗二升九合 同二十石六合 同五十石 同五十石

爱 堅 博 同 御 植鞍 雷恰 岐志 飯 鐘 秋 岩 笠 手 土 摩 上 山 糟 多 上 郡 木郡山郡志郡 塚 八 山

寺

同

八石七斗

大 承 武 觀 中 南 宗 極少 真 妙 明 世 滿 E 音 林 定 圓 林 勝

院

坊

同 刀二合 妙

高六十石

土

雲

心

井

山

〇國中牛馬數 桑馬口

同十石

同五十石

馬 數一萬九千四十三疋

牛數一萬五千八百九十九疋

福岡馬數七十疋

博多馬數八十七疋

怡土郡馬數四百九十三疋

牛數三百十五疋

志摩郡馬數二百八十四疋

那珂郡馬數千二百三十六疋

牛數六百八十三疋

牛數二百七十疋

牛數千三百十五疋

早良郡馬數千八百二疋

席田郡馬數三百八十四疋

郡馬數千八百七十七疋

宗像郡馬數千四百二十六疋

牛敷五十一疋 數千八百二十四

牛敷二千二百廿四疋

極

樂

御笠郡馬數千三百六十四疋 牛敷千疋

下座郡馬數九百十二疋 牛數百二疋

上座郡馬數千五百三十疋 牛數三百八十八疋

嘉摩郡馬數千四百五十五疋 牛數千七百十五疋

穗波郡馬數千三百三十一疋 牛數千百五十二疋

鞍手郡馬數二千四十二疋 牛數千九百七十四疋

遠賀郡馬數九百七十五疋 牛數二千四百七十疋

夜須郡馬數千八百七十五疋 牛數四百十六疋

〇國中船數

國君の手船井怡土郡公領の船は除之

船數千二百四十五艘 **小船八百七十六艘** 大船三百六十九艘

福尚船數四十五艘 大船二十艘 小船二十五艘

博多船數三百二十二艘

大船百三十二艘 小船百九十艘

志摩郡船數二百八十一艘

大船九十 艘 小船百九十艘

那珂郡船數八十八艘 大船一艘 小船八十七艘

早良郡船籔百十七艘

大船八十三艘 小船三十四艘

糟屋郡船數百二十八艘 小船

宗像郡船數二百九十三艘

大船三十九艘 小船二百五十四艘

遠賀郡船數百四艘 大船三艘 小船百一艘

國中渡海船二十四艘內

遠賀郡黑崎に十九艘、

下する渡し船なり。 同郡若松に五艘。 大坂に上

凡木船六十二艘 岩松同川筋丸木船三百六十五艘 馬 手舟高之內也

十二艘 戶

八艘 黑崎同 畑

山鹿同 二十三艘 木屋瀬三十二艘 芦 屋

十八艘 十六艘 寫 川摩植 島 木 同 同 一十二艘 十九艘 機 片波直 同 方 島

同

同

一十三艘

同

八艘 河袋同 百二十二艘

同

同

國中川々渡船十九艘。 十九ヶ所也。

〇國中邦君別館之在所

前 赤 右六ヶ所は家臣の別館也。 山 內 若 赤 右十九ヶ所皆國君之所立。此外 大隈摩 志波座 美奈宜座 武藏御 馬 崎 原 野地 糟屋郡 宗 同 同 行館自福岡立之同地雖屬直方 須摩 底井野 甘 板 姪 植 青 柳 付 同 逭 同 賀 瓦 珂 木屋瀬 飯 塚 崎 島 田 本 同 同 同

筑前國續風土記卷之一終